

税の申告をしてください 控除・減額の場合も

市県民税控除の追加申告

昨年分の所得税と復興特別所得税の確定申告は、公的年金などの収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の年金所得者は不要です。ただし、社会保険料・生命保険料・配偶者・扶養などの控除を受けるには、市県民税の申告が必要です。このため、所得税・復興特別所得税の確定申告と市県民税の申告をしなかった方は、市県民税の税額計算で各種控除が受けられず、収入が変わらないのに例年より市県民税が割高になっていることがあります。

申告は①印鑑②昨年分源泉徴収票③支払社会保険料の年間集計額(国民年金保険料がある場合は保険料の証明書)④各種控除証明書⑤医療費控除を受ける方は医療費の領収書と健康保険などから戻ってきた金額の分かるもの一を持参し、課税課市民税担当(☎70・5611)へ直接。

申告で固定資産税(家屋)が減額に

今年中に住宅耐震・バリアフリー・省エネ改修工事や認定長期優良住宅を新築した方や予定している方は、完了後に必要書類を添付して申告すると、来年度の固定資産税が減額できる場合があります。

▶減額率①住宅耐震改修工事 1年間1/2②バリアフリー改修工事 1年間1/3③省エネ改修工事 1年間1/3④認定長期優良住宅の新築 5年間か7年間1/2▶申告期限▷①～③ 完了後3か月以内▷④ 来年1月31日まで▶減額措置の併用 ②と③は併用可▶詳細 減額対象条件や提出書類は市ホームページに掲載。詳しくは問い合わせ要▶圖 同課資産税担当☎70・5626

建物取り壊しは連絡を

今年1月2日～12月31日に建物の取り壊しをした方や予定している方は、同課資産税担当へ連絡してください。

表1 保険税軽減の基準と割合(改定後)

基準	割合
世帯主と被保険者(特定同一世帯所属者含む)の合計所得が33万円以下	7割
世帯主と被保険者の合計所得がA以下 A=27万円(注1)×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数)+33万円 ※注1 改定前は26.5万円	5割
世帯主と被保険者の合計所得がB以下 B=49万円(注2)×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数)+33万円 ※注2 改定前は48万円	2割

※世帯主は被保険者でない「みなし世帯主」を含む
※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、その後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のこと

国民健康保険(国保)税は、納税義務者である世帯主が納める保険税を医療費に充てることで、加入者の

国民健康保険税
軽減基準が変更

健やかな暮らしを支え合う制度です。課税額は①～③の合計です。
①国保医療費に充てる基礎課税額②国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額③40～64歳の被保険者が介護保険制度へ負担する介護納付金課税額
税制改正で、4月1日から保険税軽減の基準が表1のとおり変更されました。保険税率などは変わりません。
年金から差し引く特別徴収対象世帯
65～74歳の国保被保険者のみで構成される世帯では、原則として世帯主の年金からの差し引きとなりま

介護保険料の納付方法

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費で、介護を社会全体で支え合う仕組みです。納付方法は次のとおりです。
65歳以上の方
介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。所得段階ごとの保険料年額は前年度と変わりません。
①特別徴収
老齢・退職・障害・遺族年金を年18万円以上受給し、昨年度に介護保険料を年金から差し引かれた方は、今年2月と同額を4・6・8月に年金から差し引く仮徴収となります。
6月中旬に決定する今年度の年間保険料から仮徴収分を引いた残額を10・12月・来年2月に分けて、本徴収として差し引きます。
今年の2月1日までに65歳になった方や転入した方などは、特別徴収の開始が4・6・8月のいずれかに
す。次の①～⑤の全てに該当する世帯主が対象です。
①国保の被保険者全員が65～74歳②世帯主が国保に加入している③年金給付額が年18万円以上④介護保険料を年金から差し引かれていない⑤国保税と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金給付額の2分の1を超えない
世帯主の年齢が、今年度中に75歳になる世帯は、その時点で国保の資格を失うため対象外です。
6月中旬に納税通知書発送
特別徴収の対象者を含めて、納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれていない方が口座振替を希望する場合は、保険年金課まで問い合わせてください。今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、10月以降の年金から保険税が差し引かれる併用徴収となるので、9月までは納付書で納付してください。
圖同課☎70・5617。

なります。
②普通徴収
特別徴収の対象でない方には、6月～来年3月分の納付書を郵送するので、金融機関かコンビニエンスストアに持参して納めてください。口座振替を希望する方は、高齢介護課か市内金融機関にある用紙に記入・押印の上、金融機関窓口へ提出してください。

③併用徴収

今年2月2日～4月1日に65歳になった方や転入した方などは、6月～9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

40～64歳の方

国民健康保険税などの医療保険料と一緒に納めることになっています。算出方法は医療保険によって異なるので、詳しくは加入している医療保険者に問い合わせてください。
圖同課☎70・5636。

相談の名称(相談無料)		日時(祝日・振替休日の閉庁日は除く)・相談内容など	問い合わせ
6月の相談	予約制	法律相談(弁護士)	市民課☎70・5605
		夜間法律相談(弁護士)	
		司法書士相談(司法書士)	
		行政書士相談(行政書士)	
		不動産相談(専門相談員)	
		子育て相談(専門相談員)	子育て支援課☎70・5664
		障がい児者相談(専門相談員)	障がい福祉課☎70・5623
		障がい者就労相談(専門相談員)	
		成人健康相談	保健医療センター☎77・1133
		保健師による心の健康相談	
		聴覚相談	高齢介護課☎70・5633
		シニアあったか相談(専門相談員)	
	予約なし	DV専門相談(専門相談員)	市民課☎70・5605
		行政相談(行政相談委員)	
		人権身上相談(人権擁護委員)	
		保育入所相談(保育コンシェルジュ)	子育て支援課☎70・5615
		いきいき健康・食事相談	保健医療センター☎77・1133
		高齢者ヘルスアップ相談	
		消費生活相談(専門相談員)	消費生活センター☎70・3335
		教育相談	教育研究所☎79・0222
		青少年相談(☎9940@city.ayase.kanagawa.jpでも可)	青少年相談室☎77・7830
		こどもなんでも相談	もみの木園☎76・6770